明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

1　表面

無線局検査職員証明書　第　号

この証明書を携帯する職員は、電波法第73条第1項及び第5項（第100条第5項の規定において準用する場合を含む。）並びに第82条第2項の規定により検査をする権限を有する者であることを証する。

所　属
氏　名
交　付　年　月　日
有効期限　年　月　日

総　務　省　印

2　裏面

CERTIFICATE

Mr／Ms.

Radio Station Inspector

Ministry of Internal Affairs and Communications

JAPAN

備考　大きさは縦6センチメートル、横9センチメートルとする。

○総務省告示第二百七十号

放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第七十二条第一項の規定に基づき、同規則第六十四条の申請書及び同規則第六十五条第一項の事業計画書の記載事項のうち、特に公表することが適当である事項を次のように定め、平成二十三年六月三十日から施行することとしたので、告示する。

なお、平成十七年総務省告示第八百三号（委託放送事業者の事業計画に関して総務大臣が特に公表する事項を定めた件）は、廃止する。

平成二十三年六月二十九日

総務大臣　片山　善博

一　認定基幹放送事業者が地上基幹放送の業務を行う者である場合

1　認定基幹放送事業者の氏名又は名称

2　放送対象地域（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第九十一条第二項第二号に規定する放送対象地域をいう。）

3　十分の一を超える議決権を有する者の氏名又は名称及び議決権の総数に対する議決権の比率

二　認定基幹放送事業者が衛星基幹放送の業務を行う者である場合

1　認定基幹放送事業者の氏名又は名称

2　百分の三十三・三三三三三を超える議決権を有する者の氏名又は名称及び議決権の総数に対する議決権の比率

○総務省告示第二百七十一号

放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第八十六条第一項の規定に基づき、認定基幹放送事業者（協会及び学園を除く。）の事業計画書の変更の届出に関する事項を次のように定め、平成二十三年六月三十日から施行することとしたので、告示する。

なお、平成二年郵政省告示第五百九十五号（委託放送事業者の事業計画書の変更の届出に関する事項を定める件）は、廃止する。

平成二十三年六月二十九日

総務大臣　片山　善博

届出を要する事項は、放送法施行規則別表第七の一号又は第七の二号の表に掲げる事項（放送番組の編集の基準、放送番組の編集に関する基本計画及び放送番組の審議機関に関する事項を除く。以下同じ。）の変更に係る事項とし、届出は、次の表の上欄の区分に従い、同表の下欄に掲げる提出書類（別表第七の一号の表に掲げる事項の変更に係るものにあっては、その写し一通を含む。）を遅滞なく提出して行うものとする。

区　分	提出書類
一　経営形態及び資本又は出資の額	変更後の定款又は寄附行為
二　主たる出資者及びその議決権の数 三　役員に関する事項 四　基幹放送の業務を行う事業と併せ行う事業及び当該事業の業務概要 五　地上基幹放送事業者にあっては十分の一を超える議決権を有する者、衛星基幹放送事業者にあっては百分の三十三・三三三三三を超える議決権を有する者に関する事項 六　地上基幹放送事業者にあっては十分の一を超える議決権を有する他の基幹放送事業者、衛星基幹放送事業者にあっては十分の一を超える議決権を有する他の基幹放送事業者又は百分の三十三・三三三三三を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者に関する事項	一　放送法施行規則第六十五条第一項に規定する様式に変更後の現状を記載し、変更箇所に※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載したもの 二　役員に関する事項に変更があった場合には、新たに選任された役員等の履歴書を添えること。
七　週間放送番組の編集に関する事項	四月及び十月の週間放送番組表
八　放送番組の編集の機構及び考査に関する事項 九　その他の事項	変更事項について新旧を対比したもの

○総務省告示第二百七十二号

放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第百七十条第一項の規定に基づき、登録一般放送事業者の事業計画書の変更の届出に関する事項を次のように定め、平成二十三年六月三十日から施行することとしたので、告示する。

平成二十三年六月二十九日

総務大臣　片山　善博

届出を要する事項は、放送法施行規則別表第三十三号の表に掲げる事項の変更に係る事項とし、届出は、次の表の上欄の区分に従い、同表の下欄に掲げる提出書類を遅滞なく提出して行うものとする。